

〈ふくぎん〉生体認証 I C キャッシュカード特約

お客さまが、I C チップへの生体認証情報の登録が可能である当行所定の I C キャッシュカード（以下、「生体認証機能付 I C キャッシュカード」という）を、生体認証情報の登録を行ってご利用される場合、この特約を適用します。

なおこの特約は、特段の定めのない限り「福銀キャッシュカード規定（個人のお客さま用）」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては福銀キャッシュカード規定が適用されるものとします。

またこの特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは福銀キャッシュカード規定および別途申し込まれたサービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）の定義に従います。

1. (生体認証等の定義)

- (1) 「生体認証」とは、本人の手指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報（以下「生体認証情報」という）を用いる当行所定の認証方式のことをいい、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用します。
- (2) 「生体認証情報登録済 I C キャッシュカード」とは、I C チップ内に本人の生体認証情報を登録した生体認証機能付 I C キャッシュカードのことをいいます。
- (3) 「生体認証情報の照合」とは、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードが使用された場合に、当該カードに登録された生体認証情報と、本人の指静脈認証情報を照合することをいいます。

2. (生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの利用)

- (1) 当行所定の A T M（福銀キャッシュカード規定（個人のお客さま用）第 1 条に定める提携先の A T M を含む）または当行本支店の窓口において、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードを利用して、払戻し・貸越・振込・各種照会・諸届その他当行所定の取引（当行所定の手続きにより当行が承諾した場合に限る。以下「払戻し等」という）を行う場合は、当行が本人に交付したカードであることを確認し、生体認証情報の照合を行ってその同一性を確認し、払戻し等を取り扱います。
- (2) 前項に基づく払戻し等について 1 日あたりの限度額は、それ以外の方法による払戻し等と別に、当行が定めるものとします。

3. (生体認証情報データの変更・削除)

- (1) 登録された生体認証情報の変更を行う場合は、書面その他当行所定の方法によって当行本支店の当行所定の窓口に届出てください。当行は、当行所定の手続きにより、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの提出を受け、登録された生体認証情報の

変更を行います。

- (2) 当行が本人の求めに応じて生体認証機能付 I C キャッシュカードの再発行に応じた場合、再発行を受けた生体認証機能付 I C キャッシュカードには、再発行前のカードに登録されていた生体認証情報は引き継がれません。生体認証機能付 I C キャッシュカードとして利用するためには、あらためて生体認証情報を登録してください。
- (3) 登録された生体認証情報の削除を行う場合は、書面その他当行所定の方法によって当行本支店の当行所定の窓口へ届出てください。当行は、当行所定の手続きにより、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの提出を受け、登録された生体認証情報の削除を行います。

4. (障害時等の取扱い)

- (1) 生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器等に障害が生じた場合その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、本特約に規定する手続・取引を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意あるいは重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
- (2) 当行所定の回数以上、生体認証情報の照合によりその同一性を確認できなかった場合には、当該生体認証機能付 I C キャッシュカードを利用して第2条第1項に定める払戻し等はできなくなります。

5. (代理人 (以下「パートナー」という) によるカードの利用)

- (1) 当行が認めることにより、生体認証機能付 I C キャッシュカードのパートナーカードの発行を受けたパートナーは、本人の同意を得て、当該カードの I C チップに当該パートナーの生体認証情報を登録することができます。
- (2) パートナーによる生体認証情報登録済 I C キャッシュカードのパートナーカードの利用等についても、この特約を適用します。

6. (特約の終了)

この特約は、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードを当行に返却するとともに、当該カードの I C チップに登録された生体認証情報が削除された時に、終了します。

7. (個人情報等)

- (1) 本人およびパートナーは、当行との間で生体認証情報登録済 I C キャッシュカードを用いて取引するにあたり生体認証情報による本人確認を行うために、以下の事項を行うことに同意するものとします。
 - ① 当行が下記の場合に本人およびパートナーの生体認証情報を、生体認証機能付 I C キャッシュカードに登録し、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの生体認

証情報を利用し、またはその情報を廃棄すること。

1. 生体認証機能付 I C キャッシュカードの I C チップ内に生体認証情報を登録するとき
 2. 生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの I C チップ内に登録された生体認証情報を変更・確認するとき
 3. 生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの利用を取りやめるとき
- ②本人およびパートナーが当行との取引において、生体認証情報登録済 I C キャッシュカードを使用して、当行所定の機器による本人確認がなされる場合、当行が本人およびパートナーの生体認証情報を生体認証情報登録済 I C キャッシュカードにより確認してこれを利用すること。
- (2) 生体認証情報登録済 I C キャッシュカードの I C チップ内には、生体認証情報が暗号化された状態で記録・保管されていますので、カードは大切に保管すること。
 - (3) 生体認証情報登録 I C キャッシュカードの I C チップ内に登録された生体認証情報の削除を本人およびパートナーが希望する場合は、第 3 条第 3 項による手続きを行うことが必要です。

8. (手数料等)

- (1) 本カードの発行および再発行にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。当該手数料は、払戻請求書を不要とし当該口座から引き落としします。
- (2) 当行は、この手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

以上